

令和 8 ・ 9 年度

松戸市学校給食用物資納入業者登録申請要領

松戸市教育委員会 学校教育部

学校財務課 学校給食担当室

目 次

1. 趣旨	1
2. 登録有効期間	1
3. 配送地域区分	1
4. 登録の種類	2
5. 登録の要件	3
6. 申請に必要な書類	5
7. 申請受付期間及び登録決定等	6
8. 学校給食用物資納入業者登録後の流れ	7
9. 取扱食材区分ごとの納入・規格基準	7
10. 登録後の取扱	10

記 載 例

記載例 1	【様式 1】登録審査申請書	11
記載例 2	【様式 2】誓約書	16

1. 趣旨

この要領は、学校給食費の市の予算化に伴い、松戸市立小・中学校における安心安全な給食の安定的な供給と給食用物資の品質の確保を目的とした学校給食用物資納入業者登録制度の令和８・９年度に係る運用に関して、必要な事項を定めるものです。

2. 登録有効期間

登録有効期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間とします。

なお、登録有効期間の途中で登録申請（随時申請）をした場合は、登録完了日から令和１０年３月３１日までとなります。

3. 配送地域区分

配送の対象となる学校は松戸市立小・中学校です。

登録申請の際は、下表の地域区分の中から配送可能地域を選択してください（「市内全域」以外を選択する場合は、複数の地域区分を選択することが可能です。）。

地域区分	配送エリアにある学校		学校数
	中学校	小学校	
市内全域	全ての松戸市立小・中学校		65
A地域	第一中・第三中 第六中・古ヶ崎中	相模台小・中部小・古ヶ崎小・北部小・八ヶ崎小・寒風台小・上本郷小・上本郷第二小・松ヶ丘小	13
B地域	第二中・第五中 和名ヶ谷中・河原塚中	梨香台小・東部小・南部小・柿ノ木台小・矢切小・和名ヶ谷小・大橋小・河原塚小・稔台小・東松戸小	14
C地域	金ヶ作中・栗ヶ沢中 小金南中・根木内中	金ヶ作小・高木小・貝の花小・栗ヶ沢小・小金小・幸谷小・八ヶ崎第二小・根木内小	12
D地域	第四中・牧野原中 六実中・常盤平中	松飛台第二小・高木第二小・松飛台小・六実小・六実第二小・六実第三小・常盤平第一小・常盤平第二小・常盤平第三小・牧野原小	14
E地域	小金北中・小金中 新松戸南中・旭町中	殿平賀小・小金北小・新松戸西小・横須賀小・馬橋北小・新松戸南小・旭町小・馬橋小	12
特定校のみ	特定の学校のみ配送が可能 (配送可能学校名を記入してください。)		

4. 登録の種類

登録の種類は、下表のとおり、共同購入物品を対象とするA登録、生鮮食料品等を対象とするB登録、米穀を対象とするC登録の3種類とし、同一事業者が複数種類に関して登録することも可能です。

なお、本登録は、単に登録有効期間内における松戸市での学校給食用物資納入資格を取得するものであり、登録することにより松戸市からの給食用物資発注を確約するものではありません。

登録の種類	取扱物資区分	代表的な品目(例)	登録後の発注業者選定方法等※
A登録	共同購入物品	大豆白絞油、サラダ油、こいくちしょうゆ、清酒、本みりん、穀物酢、上白糖、三温糖、小麦粉、でんぷん、大豆水煮レトルト、マッシュルーム、白いりごま、食塩、赤味噌、白味噌、厚削り(鰹)、濃縮ガラスープ(液体) 等	①登録の完了事業者を対象に、年2回入札を行い、品目ごとの納入業者を選定します。 ※市内全校への定期一括配送(原則週1回)が可能なことが要件です。 ※契約期間 前期： 4月1日～9月30日 後期：10月1日～3月31日
B登録	1 野菜・果実	にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、白菜、もやし、だいこん、トマト、きゅうり、ほうれん草、小松菜、みかん、りんご、梨 等	①該当校に配送可能な納入業者の中から、過去の納入実績、品質・鮮度・価格等を勘案し、発注先を選定します。 ②発注にあたっては、該当校近隣の小売店及び市内業者、並びに、野菜・果実及び魚介については、松戸市公設地方卸市場の利用業者を優先します。 ※配送可能地域を市内5地域から選択して申請できます(複数地域の選択や特定校のみの選択も可能です)。
	2 肉類	豚肉、牛肉、鶏肉、ハム・ソーセージ等加工肉 等	
	3 魚介類	鮮魚、貝類、えび、かに、いか、たこ、水産練り製品 等	
	4 豆腐類	豆腐、おから、生揚げ、油揚げ 等	
	5 こんにゃく類	こんにゃく、しらたき 等	
	6 麺類	冷凍麺、蒸麺、ゆで麺 等	
C登録	7 一般物資	鶏卵、乳類、調理加工品、冷凍食品、乾物、缶詰、調味料 等	①該当校に配送可能な納入業者の中から、過去の納入実績、品質・鮮度・価格等を勘案し、発注先を選定します。 ※配送可能地域を市内5地域から選択して申請できます(複数地域の選択や特定校のみの選択も可能です)。
	米穀	無洗米、精米、雑穀、精麦 等	

※ 表中の「登録後の発注業者選定方法等※」をご理解、ご了承のうえ、申請してください。

5. 登録の要件

<法令順守等について>

- 学校給食が児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識していること。
- 食品衛生法及び食品に関する法令等を遵守していること。
- 納期限の到来した法人税(個人事業者にあたっては所得税)又は消費税もしくは地方消費税を完納していること。
- 納期限の到来した松戸市税(延滞金を含む。)を完納していること。
- 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている、もしくは届出をしていること。
- 松戸市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

<品質管理等について>

- 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、恒温配送車両等の設備を有していること。
- 品質管理が確実に行われ、仕入・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。

<物資供給能力等について>

- A・B登録については、松戸市に本店、支店、営業所、工場等固定した事業施設を有するか、千葉県内又は東京都内に本店を有し、緊急の納入等にも対応が可能であること。
- A登録については、市内全校(65校)への定期一括配送(原則週1回)が可能であること。
- C登録については、千葉県内に本店を有し、緊急の納入等にも対応が可能であること。
- 仕入れ及び製造加工能力等が有り、学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。なお、不良品があった場合には、その物資を引き取り、必ず代替品をもって充てること。
- 指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- 運送車両が保安基準に適合していること。
- 下記のいずれかの条件を満たし、かつ、2年以上の事業実績を有する者であること。

(1) 令和5年4月1日から申請日までに松戸市又は松戸市立小・中学校と給食用物資納入契約を1件以上誠実に履行した実績を有する者

(2) 過去2年間に松戸市以外の地方自治体や学校等と食材物資納入契約を2件以上誠実に履行した実績を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずる者(民間の保育園や幼稚園等との契約実績を含む。)であって、納入契約が誠実に履行されると認められる者

<各種検査報告について>

- 製造や加工調理が必要な物資を納入する事業者については、製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査報告書を1か月に1回以上教育委員会へ提出すること。なお、学校給食の原材料となる物資を調達し、調理加工を行うことなく配送のみを行う事業者については、配送に従事する従業員全員についての検体検査報告書を1か月に1回以上教育委員会へ提出すること。
- 厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」に基づく衛生管理を徹底し、松戸市及び食材納入先である学校から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出すること。

＜その他＞

- A登録については、申請日時点で令和6・7年度松戸市入札参加資格者名簿（物品）に登載されており、かつ令和8・9年度松戸市入札参加資格者名簿（物品）に登載されるための入札参加資格審査申請が完了していること。
- 発注済の納入物資について、松戸市（松戸市立小・中学校を含む。）から取消しの連絡をした場合に、何日前であれば対応可能であるか納入物資別に予め届出をすること。
- この要領に定めるもののほか、特段の事情がある場合については、別に定める。

6. 申請に必要な書類

登録の要件を満たしているかどうかを確認するため、下記の書類を提出してください。

	提出書類	法人	個人	備考
1	松戸市学校給食用物資納入業者登録審査申請書	○	○	様式 1
2	登記事項証明書（写）	○		本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	本人確認書類（写）		○	官公署が発行（運転免許証・保険証など）
3	印鑑証明書（写）	○		本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	印鑑登録証明書（写）		○	住民票登録地の市町村で発行
4	誓約書	○	○	様式 2
5	食品営業許可証（写）	○	○	食品衛生法に基づく許可を要する事業所のみ該当
	営業届出書（写）（保健所の收受印付き）	○	○	・食品衛生法に基づく届出を要する事業所のみ該当 ・食品衛生申請等システムでオンライン手続きをした場合は、申請が完了していることがわかる箇所を印刷
6	法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写）	○	○	納税地を管轄する税務署で発行 法人はその 3 の 3 個人はその 3 の 2
7	市税完納証明書（写）	○	○	松戸市に現住所、本店または支店、営業所がある場合のみ該当 法人は法人市民税の納税証明書 個人は個人市民税の納税証明書
8	その他書類	○	○	・事業実績を証する書類（契約書の写し等） ※令和 6・7 年度学校給食用物資納入業者登録に登録済の業者は不要。新規の業者のみ。 ・令和 8・9 年度入札参加資格審査申請が完了していることがわかる箇所を印刷したもの（A 登録を希望する事業所のみ該当） ・酒税法に基づく一般酒類小売業免許の写し等

※証明書は、発行日が申請書を提出する日から 3 か月以内のもので、最新の状況を確認できるもの

※提出書類は各 1 部ずつ

7. 申請受付期間及び登録決定等

当初（令和8年4月1日）からの登録を希望する場合は、当初申請に必要な書類を揃え、下記の受付期間に持参又は郵送にて松戸市教育委員会 学校財務課へ提出してください。

なお、当初申請締め切り後も随時、登録申請（随時申請）を受け付けます。

【当初申請】	受付期間	受付場所
窓口持参の場合	令和7年12月5日（金）まで 土・日・祝日を除く 午前9時00分～午後5時00分	松戸市教育委員会 学校財務課 学校給食担当室 〒271-8588 松戸市根本356番地
郵送の場合	令和7年11月28日（金） 当日消印有効	京葉ガスF松戸ビル4階 電話番号：047-366-7463

<申請から登録までの流れ>

【当初申請】	登録希望業者	松戸市教育委員会（学校給食担当室）
令和7年12月5日まで	申請書類提出	申請書類の内容等確認
	申請書類について、修正や追加提出を求める場合がありますのでご了承ください。	
令和8年1月16日まで	登録が完了した業者	学校給食用物資納入業者申請結果通知書交付 申請書類等により登録要件を満たすことを確認し、結果を業者宛てに送付します。
〃 3月末まで	・債権者登録申出書（新規・変更のみ）提出※	

令和7年度からの継続申請業者で口座情報等の登録内容に変更がない場合は、提出不要です。

※債権者登録申出書（新規・変更）（松戸市様式）は市からお支払いするための口座登録をする書類です。書式は、登録通知書に同封するほか、松戸市ホームページからもダウンロードできます。

8. 学校給食用物資納入業者登録後の流れ

(1) 契約締結に係る手続き

登録完了後、松戸市と学校給食用物資に係る契約を締結します。併せて松戸市からお支払いするための口座を登録するため、『債権者登録申出書』の提出をお願いします。過去に債権者登録申出書を提出いただいている場合は不要ですが、提出した情報に変更がある場合は再度提出してください。

(2) 発注方法

登録した業者の中から、学校が取扱食材、品質・規格・価格、納入実績等を勘案し、発注先業者を選定します。発注元・納品先は学校となります。

(3) 支払方法

納品書、請求金額確認書類を学校へ提出してください。また、小・中学校別請求書、小・中学校別内訳書を学校給食担当室に提出してください。確認後、松戸市が各業者へ支払います。

9. 取扱食材区分ごとの納入・規格基準

物資の納入に際しては、取扱物資区分ごとに定められた納入・規格基準（下表参照）を遵守してください。

【全登録共通】

取扱物資区分	納入・規格基準
全物資	1. 出庫時には必ず品質の確認をすること（賞味期限、消費期限、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。 2. 配送はできるだけ迅速に行い、配送に使用する車両は清潔で、運行中に塵埃汚染されない設備を有し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。 3. 物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送すること。また、原則、調理室に立ち入らないこと。 4. 原則、検収を受けること。 5. 随時の立入検査等については、速やかに応じること。 6. 物資取扱従事者は毎月検便を受検し、結果を教育委員会に提出すること。 7. 配送担当者本人が発熱や風邪、咳、倦怠感等の症状がある者は配送を控えること。

【A登録】

取扱物資区分	納入・規格基準
共同購入物品	【全登録共通】納入・規格基準と同じ

【B登録】

取扱物資区分	納入・規格基準
1 野菜・果実	1. 松戸市地方卸売市場で取り扱いのある品目については、可能な限り、同市場で仕入れた物品を納入すること。 2. 同程度の価格・品質であれば、地産地消の観点からできる限り松戸産又は千葉県産を納入すること。 3. 新鮮で、かつ、安全な食材を十分吟味して納入すること。 4. 産地を明示できること。

2 肉類	1. 松戸市地方卸売市場で取り扱いのある品目については、可能な限り、同市場で仕入れた品物を納入すること。 2. 新鮮で、かつ、安全な食材を十分吟味して納入すること。 3. 産地が明示できること。 4. 加工施設、加工機械器具類は加工直前に洗浄、消毒を行い、材料の取り扱いも含めた加工工程での衛生管理を徹底すること。 5. 加工は前日又は当日とし、製造後は速やかに、かつ、十分に冷却したものを納入すること（出荷までは冷蔵庫で保存すること。ただし、冷凍品については－15℃以下で保存すること。）。 6. 出庫時には必ず品質の確認をすること（鮮度、数量、異物混入等）。 7. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。 8. 配送は冷蔵車又は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理（10℃以下）に注意すること。 9. 原則として使用当日に配送すること。 10. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。
3 魚介類	1. 松戸市地方卸売市場で取り扱いのある品目については、可能な限り、同市場で仕入れた品物を納入すること。 2. 新鮮で、かつ、安全な食材を十分吟味して納入すること。 3. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程の衛生管理を徹底すること。 4. 製造は前日又は当日とし、製造後は速やかに、かつ、十分に冷却したものを納入すること（出荷までは、冷蔵庫で保存すること。）。 5. 原則として使用当日に配送すること。 6. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。 7. 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理（5℃以下）に注意すること。 8. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。
4 豆腐類	1. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程の衛生管理を徹底すること。 2. 製造は前日又は当日とし、製造後は速やかに、かつ、十分に冷却したものを納入すること（出荷までは、冷蔵庫で保存すること。）。 3. 原則として使用当日に配送すること。 4. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。 5. 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理（10℃以下）に注意すること。 6. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。

5 こんにゃく類	1. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程での衛生管理を徹底すること。 2. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。 3. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。 4. 商品に記載された方法及び温度で保存・配送を行うこと。
6 麺類	1. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程での衛生管理を徹底すること。 2. 蒸麺・ゆで麺・冷凍麺の製造は前日又は当日とし、製造後は速やかに、かつ、十分に冷却したものを納入すること（出荷までは、冷蔵庫（10℃以下）、冷凍麺については冷凍庫（-15℃以下）で保存すること。）。 3. 原則として使用当日に配送すること。 4. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。 5. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。
7 一般物資	1. 商品は清潔な容器に入れて納入すること。 2. 商品に記載された方法及び温度で保存・配送を行うこと。

【C登録】

取扱物資区分	納入・規格基準
米穀	【納入基準】 1. 天変地異等により米穀の調達に支障が生じた場合には、速やかにその旨を松戸市に報告し、必要な量を確保すること。 【規格基準】 1. 学校給食米の品種は、原則として農産物検査法による証明を受けた単一原料米（「ふさこがね」「コシヒカリ」等）とする。対応が難しい場合は、事前に教育委員会へ連絡をすること。 2. 原則として新米又は当該米穀年度に生産された米であること。対応が難しい場合は、事前に教育委員会へ連絡をすること。 3. 包装に「玄米及び精米品質表示基準」に基づく表示がなされていること。 4. 良質の製品を製造するための施設設備が整備され、衛生状態が優良なとう精工場で精米した米であること。 5. 異物混入がないこと。 6. うるち精米及び無洗米の品質は、米穀公正取引推進協議会の「米穀の品質表示ガイドライン」に定める「精米の品位基準」及び「無洗米の品質基準」に従うこと。

10. 登録後の取扱

内 容	手 続 き 等
1. 登録内容の変更 及び廃止	登録後に登録内容に変更が生じた場合には、下記のとおり手続きをとってください。 ▶ 登録通知書に記載のある登録内容に変更が生じた場合 →次の書類を改めて提出してください。 ・「松戸市学校給食用物資納入業者登録変更申請書」及び必要添付書類 ・「債権者登録申出書（新規・変更）」 ▶ 軽微な変更（上記以外の変更）が生じた場合 →お早めに 松戸市教育委員会 学校財務課 学校給食担当室 へ電話等で連絡してください。 必要に応じて書類提出などをご案内します。 ▶ 登録を取消したい場合 →次の書類を提出してください。 ・「松戸市学校給食用物資納入業者登録取消申請書」 ※変更及び登録取消に関する書類は松戸市ホームページからダウンロードできます。
2. 登録の継続	登録有効期間満了後も引き続き、松戸市学校給食用物資納入業者として登録を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要となりますので、ご注意ください。 更新時期になりましたら、広報まつど・ホームページ等でお知らせします。
3. 各種検査において陽性となった場合の対応	自主的な検体検査及び衛生検査等において、陽性となった場合には、直ちにその旨の連絡を松戸市（松戸市立小・中学校を含む。）へ行い、対応を協議するものとする。
4. 登録の取消	登録後、登録に係る営業を廃止した場合、若しくは登録要件を満たさなくなった場合、又は登録期間中に次のような事由が生じ松戸市の学校給食用物資納入業者としての適格性を有しないと判断された場合は、当該物資納入業者としての登録を取り消すことがあります。 ・食材の仕入から製造、保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていないと認められる場合 ・複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合 ・著しく品質の劣る食材を納入した場合 ・必要な検査や報告を行わない場合 ・各種検査において陽性となった場合に、直ちに、松戸市（松戸市立小・中学校を含む。）と対応を協議したうえで、取り決めた事項について、適切に履行しなかった場合 ・登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合 ・松戸市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合 ・登録の取消しを申し出た場合 ・その他登録の要件を有しないと認められる場合 など

松戸市学校給食用物資納入業者登録審査申請書

令和7年11月15日

松戸市長 あて

〒 271 -8588

所在地 松戸市根本356

商号又は屋号 株式会社 まつど商店

代表者職氏名 代表取締役 松戸 太郎

印鑑証明書の
印を押印

実印

松戸市学校給食用物資納入業者の登録を下記のとおり申請します。なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないこと及び変更が生じた場合には速やかに変更届を提出することを誓約します。

< A・B・C登録申請に関する共通事項 >

1. 基本情報			
フリガナ	カブシキガイシャ マツドショウテン		組織形態 ☐ 個人事業主 ☒ 株式会社 ☐ 有限会社 ☐ 協同組合 ☐ 財団法人（公益・一般） ☐ その他（ ）
商号・屋号	株式会社 まつど商店		
本店所在地	〒 271 -8588 松戸市根本 356		
電話（代表）	047（366）7459	FAX	047（366）4070
メールアドレス	matsudo@city.chiba.jp		
フリガナ	マツド タロウ		
代表者の 役職名及び氏名	代表取締役 松戸 太郎		
2. 市内事業所等 （本店以外に松戸市内に事業所等がある場合は、記入してください）			
市内事業所等の 名称	株式会社 まつど商店 松戸支店	市内事業所の 所在地	〒 271 - 8588 松戸市根本387-5
電話	047（366）1111	F A X	047（366）2222
3. 通常連絡先の指定 （通常連絡先として指定するところにチェックし、該当箇所に記入してください）			
☐ 本店 ☒ 市内事業所等 ☐ その他（〒 - ）			
営業担当者	松戸 次郎	連絡先TEL	090-1234-5678
4. 申請する登録区分 （登録を希望する区分にチェックし、該当項目に記入してください）			
☒ A登録（共同購入物品） ☒ B登録（生鮮食料品等） ☒ C登録（米穀）			

事業概況					
当該事業の開始年月日		昭和30年1月1日		資本金	20,000 千円
従業員数		30名	直近年度の総売上高		60,000 千円
輸送用車両	自家用車 5台				
	内訳 一般車両 2台 保冷車 1台 冷蔵車 1台 冷凍車 1台				
	委託契約 台 委託先業者名 _____				
	内訳 一般車両 台 保冷車 台 冷蔵車 台 冷凍車 台				
施設概要 ※使用施設について	種類	自社施設		委託先施設	
	店舗	1棟	200m ²	棟	m ²
	加工施設	棟	m ²	棟	m ²
	倉庫	1棟	400m ²	棟	m ²
	冷蔵室	棟	m ²	棟	m ²
	冷蔵庫	1台	800ℓ	台	ℓ
	冷凍室	棟	m ²	棟	m ²
	冷凍庫	台	ℓ	台	ℓ
その他の設備					
事業実績					
	令和5年度	令和6年度		令和7年度	
契約名	学校給食用食材物資納入契約	給食用食材物資納入契約		学校給食用食材物資納入契約	
契約期間	1年間	1年間		1年間	
納入先	松戸市立●●小学校、 □□中学校ほか	△△幼稚園		松戸市立学校全校	
主な納入物資	調味料全般 豚肉、鶏肉 魚介類全般	調味料全般 豚肉、鶏肉 魚介類全般 にんじんなどの野菜類		調味料全般 豚肉、鶏肉 魚介類全般 ゆで麺 豆腐、こんにゃくなど	

※契約書の該当部分等、実績を証する書類の写しを提出してください。

記載例



< A登録（共同購入物品）申請に関する事項 >

配 送 及 び 納 入 条 件			
配送可能地域 ※1	☒ 市内全域		
納入可能品目 ※2（複数選択可）			
☒ 大豆白絞油（1斗缶） ☒ サラダ油（1.5kg） ☒ こいくちしょうゆ（特級 10ℓ） ☒ こいくちしょうゆ（特級 1.8ℓ） ☒ 清酒（2ℓ）	☒ 本みりん（1.8ℓ） ☒ 穀物酢（1.8ℓ） ☒ 上白糖（1kg） ☒ 三温糖（1kg） ☒ 小麦粉（国産 1kg） ☐ でんぷん（1kg）	☐ 大豆水煮レトルト（国産 1kg） ☐ マッシュルーム（固形 1kg レトルト スライス） ☐ 白いりごま（1kg）	☒ 赤みそ（1kg） ☒ 白みそ（1kg） ☐ 厚削り（鰹）（500g） ☐ 濃縮ガラスープ（液体）（500g） ☐ 食塩（5 kg）

※1 A登録はすべての松戸市立小・中学校に配送可能が要件です。

※2 申請時点では目安として記入してください。

記載例

Ⓑ

＜B登録（生鮮食料品等）申請に関する事項＞

配 送 及 び 納 入 条 件			
納入可能物資 ※（複数選択可）		主な取扱物資（具体的な品目を記載すること）	
☒ 野菜・果実 ☒ 肉類 ☒ 魚介類 ☒ 豆腐類	☒ こんにゃく類 ☒ 麺類 ☒ 一般物資	魚介(切り身)、むきえび、貝類、豚肉、鶏肉、豆腐、バター、納豆、わかめ、こんにゃく、にんじん、じゃがいも、ゆで麺など	
配送可能地域 「市内全域」以外を選択する場合は、下記地域より選択してください。 （複数選択可）		最大供給能力（食数や重量、同一時刻に配送可能な学校数等、配送条件を記載すること）	
☒ 市内全域 ☐ A地域 ☐ B地域 ☐ C地域 ☐ D地域 ☐ E地域	☐ 特定校のみ 【学校名】		
本登録に関わる主な営業許可等の取得状況（複数選択可）※			
☒ 食肉販売業 ☒ 魚介類販売業 ☐ 乳処理業 ☐ 食肉処理業	☐ 乳製品製造業 ☒ 食肉製品製造業 ☒ 水産製品製造業 ☐ 豆腐製造業	☐ 麺類製造業	☐ その他（許認可名称を以下に記載）
本登録に関わる主な営業届出状況（複数選択可）※			
☒ 食肉販売業 （包装品の販売のみ） ☒ 魚介類販売業 （包装品の販売のみ）	☐ 乳類販売業 ☒ 野菜果物販売業	☐ その他（届出業種名称を以下に記載）	

※ 選択した納入可能物資に係る「食品営業許可証」、「営業届出書（保健所の収受印付き）」の写し、もしくは食品衛生申請等システムでオンライン手続きをした場合は、申請が完了していることがわかる箇所を印刷して添付してください。

記載例



< C登録（米穀）申請に関する事項 >

配 送 及 び 納 入 条 件		
配送可能地域 「市内全域」以外を選択する場合は、下記地域より選択してください。 （複数選択可）		最大供給能力（重量、同一時刻に配送可能な 学校数等、配送条件を記載すること）
☒ 市内全域 ☐ A 地域 ☐ B 地域 ☐ C 地域 ☐ D 地域 ☐ E 地域	☐ 特定校のみ 【学校名】	
本登録に関わる主な営業届出状況※		
☒ 米穀類販売業		

※ 選択した納入可能物資に係る「食品営業許可証」、「営業届出書（保健所の収受印付き）」の写し、もしくは食品衛生申請等システムでオンライン手続きをした場合は、申請が完了していることがわかる箇所を印刷して添付してください。

【様式 2】

記載例

誓約書

松戸市長 あて

令和 7 年 1 1 月 1 5 日

所在地	松戸市根本 3 5 6
商号又は屋号	株式会社 まつど商店
代表者職氏名	代表取締役 松戸 太郎

印鑑証明書の
印を押印

(実印)

松戸市学校給食用物質納入業者登録申請に際し、提出した書類の記載内容は事実に相違ありません。また、次に掲げる事項を遵守します。

- 1 上記の申請に当たり、法令等を遵守し、談合等の公正を害するような行為をしないことを誓約します。
なお、談合等の疑いが生じたときは、当登録の取消その他松戸市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。
- 2 出庫時には必ず品質の確認をします。(賞味期限、消費期限、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等)
- 3 配送はできる限り迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意します。
- 4 検収時に不合格だった場合には、速やかに必要な量を確保し、再度、納品を行います。
- 5 申請者及び申請者の役員等に暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者はありません。
- 6 本登録にあたって必要な各種検査報告や市指定の手続きについて遅滞なく提出をします。また、各種検査において陽性となった場合には、松戸市（松戸市立小・中学校を含む。）へ直ちにその旨の連絡をし、協議において取り決めた事項について適切に履行します。
- 7 納入先である学校の事情を考慮し、あらかじめ打ち合わせを行った上で、指定の日時及び場所に学校指定の方法で必ず納入します。
- 8 本登録申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なく必要書類を提出します。